

第51回長崎大学学長選考会議議事要旨

1 日 時 令和元年10月9日(水) 15:45～16:30

2 場 所 長崎大学事務局第3会議室

3 議事

(1) 学長選考手続きについて

議長から、本年4月22日開催の本会議において、選考日程に関する事、候補者の推薦に関する事、意向投票に関する事、求める学長像に関する事等について審議を行い、各委員から出された意見を基に学内委員において検討を行い、本日提案することとなっていた旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料3及び資料4-1から資料4-5までに基づき、学内委員による検討状況と提案について説明があり、審議の結果、以下のとおり了承され、今後大学側で学長選考に向けた準備を進めていくこととされた。

① 「求める学長像」への追記について

- ・ 「求めるべき学長像」は普遍的な内容であり、追記や修正の必要はない。
- ・ 今般の大学改革方針などの動きに関して、「選考の観点」に追記する。

② 学内からの候補者の推薦について

- ・ 教育研究評議会における適性審査は形骸化しており、学長選考会議における書類審査と重複しているため、直接学長選考会議が候補者の推薦を受ける形式とする。
- ・ 教育研究評議会から2人以上の候補者選出は、選考期間の長期化を招いていると考えられることから、学内の候補者選出は1人でも可能とする。

③ 「意向投票」「公開質問」「演説会」の取扱いについて

- ・ 意向投票の実施によって、適正な学長選考に対する影響が大きいことに鑑みて、法の趣旨も踏まえ、意向投票は実施しないこととする。
- ・ これまでの選考手続きは意向投票の実施を前提としているが、意向投票を実施しないことと併せて、公開質問や演説会等の手続きを廃止することで、学内構成員による学長選考への参画意識を奪うだけでなく、候補者それぞれの考え方や将来方針などの情報に接する機会も失うことが危惧されること、一方、構成員からの本質的ではない質疑や、構成員に迎合する候補者説明などが横行する状況は好ましくないことから、次の手続きのとおりとする。
 - i) 候補者の所信表明内容(推薦書類の一部)を公表し、学内から質問事項を公募する。
 - ii) 学内からの質問事項を踏まえて、学長選考会議として候補者への質問事項を作成し手交する。

iii) 候補者は学長選考会議からの質問事項への回答も含めた、所信表明の内容を学長選考会議及び学内構成員に対し説明する機会を設ける。(聴衆を集めた場での説明ではなく、予め収録した動画をHP等で公開することなどが考えられる。)

iv) 前記の所信表明の説明内容は、学長選考の選考材料の一つとして位置付ける。

④ 選考スケジュールについて

資料4-5のスケジュールを基に実施する。

続いて、議長から、資料4-6に基づき、国立大学法人法の改正に伴い、管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、新たに大学総括理事を設置することができることとなった旨の説明があり、審議の結果、当該制度を導入すべき積極的な事情は現在のところ見当たらないことから、現時点では大学総括理事を設置することはしないことが了承された。

(以上)